

弁護士業務改革シンポジウム規則（規則第四十八号）中一部改正

弁護士業務改革シンポジウム規則（規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「若しくは」を「又は」に、「開く」を「開催する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他のやむを得ない事由により、隔年一回開催することが困難である場合は、この限りでない。

第二条中「日時」を「開催日」に改める。

附 則

第一条及び第二条の改正規定は、令和三年三月十八日から施行する。